

令和2年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書



従

所轄税務署長   税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令 年 月 日
	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は居所 (郵便番号 - )	あなたとの続柄

A 主たる給与の見積額等	主たる給与の支払者の名称(氏名)	左の給与の支払者から受ける令和2年中の給与の収入金額の見積額 ①	①の給与に対する給与所得控除後の金額 ②	①の給与から控除される社会保険料等の見積額 ③	あなたが控除を受けられる配偶者(特別)控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ④	③+④ ⑤	この申告書を提出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
		円	円	円	円	円	

B この申告書の提出先の給与から控除を受ける源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号 あなたとの続柄 生年月日	令和2年中の所得の見積額 非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和2年中に異動があった場合に記載してください。)
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		

C 他の給与から控除を受ける源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号 あなたとの続柄 生年月日	令和2年中の所得の見積額	住所又は居所	他の給与の支払者の名称(氏名)
			円		
			円		
			円		

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

## 申告についてのご注意

- 1 この申告書は、令和2年の従たる給与から扶養控除等を受けようとする場合に、従たる給与の支払者に提出してください。
- 2 この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 3 主たる給与についての源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として申告した人を、従たる給与の方へ変更するときは、主たる給与の支払者にも必ず異動申告書を提出してください。
- しかし、この申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を、令和2年中に主たる給与の方へ変更することはできません。
- また、夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 4 「あなたの個人番号」、「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、従たる給与の支払者に確認してください。
- 5 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- 6 この申告書の提出先の給与から控除を受ける源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者<sup>(注1)</sup>である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けるとともに、その親族に係る「親族関係書類」<sup>(注2)</sup>をこの申告書に添付してください。
- なお、その書類が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注)1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に住所を有しない個人をいいます。
- 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）
- 7 「A 主たる給与の見積額等」欄の「②」の給与所得控除後の金額は、「①」の給与の収入金額の見積額について、令和2年分の「年末調整等

のための給与所得控除額後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。

- 8 「A 主たる給与の見積額等」欄の「④」の金額は、次の控除額によって計算してください。
- (1) 基礎控除額……………48万円<sup>(注1)</sup>
- (2) 配偶者（特別）控除額  
源泉控除対象配偶者……………38万円  
老人控除対象配偶者<sup>(注2)</sup>……………48万円
- (3) 扶養控除額  
一般の控除対象扶養親族……………1人につき38万円  
特定扶養親族……………1人につき63万円  
老人扶養親族  
同居老親等以外  
の老人扶養親族……………1人につき48万円  
同居老親等……………1人につき58万円
- (4) 障害者控除額  
一般の障害者……………1人につき27万円  
特別障害者……………1人につき40万円  
同居特別障害者……………1人につき75万円
- (5) 寡婦控除額<sup>(注3)</sup>  
一般の寡婦……………27万円  
特別の寡婦……………35万円
- (6) 寡夫控除額<sup>(注3)</sup>……………27万円
- (7) 勤労学生控除額<sup>(注3)</sup>……………27万円

- (注)1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,400万円を超え2,450万円以下である場合には32万円となります。また、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,450万円を超え2,500万円以下である場合には16万円となります。
- なお、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合は、基礎控除を受けることができません。
- 2 配偶者が、源泉控除対象配偶者であり、かつ老人控除対象配偶者に該当する場合に限られます。
- 3 寡婦控除、寡夫控除又は勤労学生控除を受けられるのは、所得者本人が寡婦、寡夫又は勤労学生である場合に限られます。